

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月29日（火）13：30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階 小会議室

出席委員	会長	玉城 正芳
	1番	大城 良太
	2番	大城 貴子
	3番	大城 孝美
	5番	玉城 増生
	6番	棚原 貴光
	7番	西江 正
	8番	友寄 千成
	9番	知念 雄二

農地利用最適化推進委員 大城 雅明

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条許可の取下げについて

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 知念 浩司

事務補助 内間 李美

令和7年第7回伊江村農業委員会総会議事録

- 議長 只今より、令和7年第7回農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告させます。
- 局長 それでは本日の出席状況について報告いたします。本日は、会議規則第7条の規定による届け出はございません。よって、農業委員9名、農地最適化推進委員1名の出席であることをご報告いたします。
- 議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中9名、農地最適化推進委員3名中1名の出席しております。よって会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布したとおりです。それでは議事に入ります。
- 議長 日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第13条の規定により、議長が指名致します。署名委員に8番友寄千成委員、9番知念雄二委員を指名致します。
- 日程第2 「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。
- 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
本案について、説明に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条並びに、伊江村農業委員会会議則第25条、議事参与の制限で、委員会の委員は自己、または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない。と規定されております。
8番、友寄千成委員が、議案第1号において該当しておりますので退席願います。
- 休憩します。 (14:15)
- 再開します。 (14:15)
- 本案について事務局に説明を求めます。

局長

それでは2ページお願いします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

申請人、譲受人、●、譲渡人、●、こちらの本申請地は地域計画の区域外でございます。

申請地、●、登記・現況共に地目は畠でございます。

地籍が 536 m²、162 坪でございます。譲渡の種類及び目的は、所有権移転の売買でこちらは坪●円となっております。

地籍図は3ページご確認お願いします。

以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明といたします。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番

休憩お願いします。

議長

休憩いたします。 (14:19)

議長

再開いたします。 (14:19)

これで質疑を終わります。これから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定しました。

休憩します。 (友寄千成委員入室)

再開します。

日程第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。それでは本案について事務局に説明を求める

局長

それでは、4ページお願い致します。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

申請人、譲受人、●、譲渡人、●、申請地、●、登記・現況共に畠、地積が 654 m²、同じく●、こちらも登記・現況共に畠、地積 550 m²、転用面積が 1,204 m²、364 坪でございます。

こちら転用目的が●、所有権移転の売買でございまして、坪あたり●円

となっております。

地籍図は、5ページをご確認ください。

続きまして、お配りしました別添資料の意見書をご覧ください。農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。こちらについての意見決定の理由を読み上げ致します。

意見書の下段、総合意見欄をご覧ください。当該申請地は、●集落内に位置し、本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された地域で、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えていため許可相当と認めるものであります。こちらに関しましては地域計画対象外ということになっております。

また、都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取の有無、これは県の農業会議のほうで審議会がありますが、こちらでの意見聴取をするかどうかということですが、こちらは無しということでございます。

以上、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明と致します。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長 これから質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

局長 休憩お願いします。

議長 休憩いたします。 (14:23)

議長 再開いたします。 (14:37)

これで質疑を終わります。これから、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」採決します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定しました。

日程第5、議案第3号「農地法第5条許可の取下げについて」を議題とします。本件について、事務局に説明を求めます。

局長 それでは6ページお願い致します。議案第3号、農地法第5条許可の取下げについて、申請されております。

申請者、譲受人、●、譲渡人、●他●名でございます。

申請地が、●、登記・現況共に畝、3,010 m²、それから同じく●、登記・現況共に畝、111 m²、合計3,121 m²、944坪でございます。転用の取下げ理由としましては、建設地変更により取下げ願いでございます。尚、当

該申請地につきましては、令和4年11月25日開催の本総会、議案第2号にて、ご審議・可決いただいた案件でございます。当初の転用目的は、宿泊施設でございました。

休憩願います。

議長 休憩致します。 (14:40)

議長 再開致します。 (14:48)

局長 この度、当初の転用目的の宿泊施設については断念し、資材置き場として新たに申請する予定でございます。尚、本農地法第5条許可の取下げが許可され次第、速やかに申請者へ対し、法第5条第1項の規定による許可申請書、関係書類の再提出を求めるものでございます。
以上、議案第3条「農地法第5条許可の取下げについて」の説明と致します。ご審議の程宜しくお願ひ致します。

議長 これから質疑を許します。質疑はございませんか。

全委員 質疑なし。

議長 これで質疑を終わります。これから、議案第3号、農地法第5条許可の取下げについて採決します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第3号、農地法第5条許可の取下げについては、原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和7年第7回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:50

署 名

会 長 玉城 正芳 印

8 番 友寄 千成 印

9 番 知念 雄二 印